

ご案内

東京都心身障害者扶養共済制度(任意加入の共済制度)の

ご案内

障がい者を扶養する保護者に万が一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、保護者の方が抱く、残された障がい者の将来に対しての不安軽減を目的としています。

加入要件 次の2つです。市内在住の65歳未満(2008年4月1日現在)で、保険契約ができる健康状態の方

知的、身体、精神に障がいのある方の保護者(詳細はお問い合わせ下さい) 手続き 所定の書類(申込書ほか)の提出が必要で、全書類そろっていないと受理できません。

公開している会議 傍聴のご案内

Table with 4 columns: 会議名, 日時, 会場, 申し込み. Content includes 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会 meeting details.

3000円(2万3300円)で、また増額改定されることあり。納付期間は、加入期間20年以上、かつ加入者の年度初日の年齢が65歳になるまでです。

脱退の申出なしに掛金を2か月滞納のときは資格が消滅し、掛金は戻りません。

年金の支給 年金支給には必ず申請が必要です。加入者が死亡または重度障がいと認められたときは、その月から1口あたり月額2万円が終身支給されます。

問い合わせ・提出先 障がい福祉課 ☎724・2147、☎724・1191

国民年金の 学生納付特例制度を 受けている皆さんへ

20歳以上の学生で、収入が少ないために保険料を納めるのが困難な場合は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は毎年度申請が必要です。4月以降もこの制度を希望される方は、再度手続きをして下さい。

なお、3月に卒業された方で収入の少ない方には若年者納付猶予等の保険料免除制度があります。

毎年4月は窓口が混雑します。お待ちいただくこともありますので、時間に余裕をもちておいで下さい。

自然休暇村(長野県川上村) 10月分の利用受付 4月1日から受付開始

申込先 ☎0120-55-2838 (現地にフリーダイヤルつながります)

今回受け付け開始となるのは、10月1日～31日の利用です。10月28日、29日は休館日です。10月2日、9日、15日、16日、21日、22日は小学校自然教室のため利用できません。

10月5日～6日には「秋のトレッキングツアー」を予定しています。なお、9月分までのご予約は随時受け付けています。

大地沢青少年センター 10月分の利用受付

4月5日から受付開始

◎予約はすべて電話受付です。 ☎782・3800

今回受け付け開始となる利用日は、10月1日～31日です。10月15日及び火曜日は休館日です。

申し込みできる方 市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人申し込み 4月5日午前8時30分～午後1時に、大地沢青少年センター(☎782・3800)へお電話いただいた方を同着とみなし、抽選を行います。

ふるさと農具館

七国山そば 販売します

野津田町の七国山地区で収穫したそばで作った七国山そばを、4月5日午前9時30分から販売します。

車でおいでの方は薬師池公園駐車場をご利用下さい。【七国山そば】 生麺2000袋(1袋120g入り120円) 1人10袋まで 乾麺500袋(1袋500g入り450円) 1人5袋まで

医療保険制度が変わりました

後期高齢者医療制度について ☎724・2144 国民健康保険について ☎724・2124 問 保険年金課

前号に引き続き、4月から始まった75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度と国民健康保険(国保)の一部の変更についてお知らせします。

後期高齢者医療制度(75歳以上)の保険料額のお知らせを送付します

4月4日(予定)に、4月から年金からの天引き(特別徴収)が開始される方に対し「仮徴収額決定通知書」を送付します。

後期高齢者医療制度では高齢者の方の心身の特性をふまえた医療を目指します

保険診療によって受けられる医療は74歳以下の方と原則同じですが、後期高齢者向けの新たなサービスが始まります。

後期高齢者医療制度(75歳以上)と国民健康保険の保険証をお送りしています

75歳以上の方には「後期高齢者医療被保険者証」、65歳以上の退職被保険者と被扶養者の方には「国民健康保険被保険者証」を3月に配達記録郵便で送付しています。

自己負担分の介護保険と合算制度が始まります

同じ世帯の同じ健康保険に加入されている方について、健康保険と介護保険の両方で自己負担が発生している場合に、これらを合わせた額について年額(8月～翌年7月までの12か月分)での基準額を設け、申請により超えた部分をお返しします。

この制度は平成20年度から始まりますがお支払いは原則として平成21年度からになります。ご自身の負担額を把握するため、領収書等の保管をお勧めします。

【高額医療・高額介護合算制度の限度額表】

今年度は、制度開始のため平成20年4月から21年7月までの16か月分になります。

Table with 4 columns: 保険制度, 国民健康保険+介護保険(70~74歳の方がいる世帯), 国民健康保険+介護保険(70歳未満の方がいる世帯), 現役並み所得者, 一般, 低所得, 低所得.